

(案)

物品修繕契約書

(課税事業者用)

沖縄県知事 (以下「甲」という。) が次の物品の修繕を依頼し、 (以下「乙」という。) がこれを修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品	名	規	格	数	量
令和7年度	沖縄県漁業取締船	はやて	別紙仕様書による	一	式
第1種	中間検査に係る	修繕			

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金は次のとおりとする。

- 1 引渡期限 入渠の日から 65 日間以内
- 2 引渡場所 契約を締結した者が保有または準備するドックヤード
- 3 契約金額 円

うち、取引に係る消費税額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 「取引に係る消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

- 4 契約保証金 \_\_\_\_\_ 円

第2条 乙は、物品の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ、引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは全て乙の負担とする。

- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき、異議を申し立てることはできない。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しをしなければならない。

第6条 乙が、前条の物品の修補又は代替品の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害は発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は引渡期限までにしなければならない。

3 甲は第1項の願出が正当であることを認めるときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はその限りでない。

第9条 乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し、年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約書の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

第12条 甲は、次に挙げる場合においては、この契約を解除できるものとする。

(1) 乙が、本契約の条項に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由、違反行為により、契約目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約について解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

第13条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

第15条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

第16条 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

第17条 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに書面により申請し、甲の承認を受けなければならない。

第18条 乙は、前条により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第 19 条 乙が、第 15 条から第 17 条に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負させた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

第 20 条 乙は、この契約について、契約条項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第 21 条 乙は、この契約事項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県財務規則第 12 号）を守るものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の各条項に疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 名 ⑩

乙